

# BSE (牛海綿状脳症) 対策の現状

わが国におけるBSE（牛海綿状脳症）対策は、農林水産省と厚生労働省が協力して行っています。神奈川県では国の機関と連携し、家畜保健衛生所が飼育されている牛の健康状態の確認を行い、食肉衛生検査所が食肉用として解体処理される牛の全頭検査を実施しています。平成14年8月には神奈川県産の牛がBSEであることが確認されましたが、検査により市場に出荷されることなく、全て焼却処分としました。

BSEについては前号Vol.6で詳しく取り上げましたが、ここではその後の対策や発生状況などをお知らせします。



## 世界のBSE発生状況

国際獣疫事務局：OIEより

平成15年1月現在、全世界22カ国で186,556頭（対前年比1.3%増）の発生が確認されています。その中でわが国では7頭が確認されています。

## これまでのBSE検査結果

（平成13年10月～平成15年1月）

	検査頭数	陽性の頭数※
神奈川県（内数）	11,218	1
全 国	1,591,559	6

※平成13年9月に確認された1頭は含みません。

## 国による新たな取組み

平成14年7月から新たに牛海綿状脳症対策特別措置法が施行され、次のようなBSE対策の基本的指針が示されました。

- 国及び都道府県等が講ずるBSEの対応措置に関する基本計画の制定
- 牛肉骨粉を原料とする飼料の製造・使用等の禁止
- 満24ヶ月齢以上の死亡牛の都道府県への届出及び検査
- 牛の所有者による牛1頭ごとの耳標装着(個体識別管理)と情報提供義務
- と畜場におけるBSEに係る検査



## 神奈川県の対応

神奈川県では、平成13年10月に「神奈川県BSE対策会議」を設置し、国と連携してBSE対策を行ってきましたが、平成14年8月に県内産のBSE感染牛が発見されたことを受けて、新たに「神奈川県BSE対策本部」と「神奈川県牛海綿状脳症防疫対策本部」を設置し、総合的に迅速な対策を推進しています。

BSEに関する情報の提供は、本県のホームページ及び保健所、消費生活センター等の窓口で引き続き行っております。



検査で安全が確認されると、合格印が押されます。